平成２１年（フ）第５０号
京都府宮津市字住吉1809番地の１
破産者　河田　豊久
１　破産債権の届出期間　平成21年10月30日まで
２　一般調査期日　平成21年12月２日午前11時30分
平成21年９月８日　京都地方裁判所宮津支部
平成２０年（フ）第７４７号
堺市東区白鷺町３丁17番14―502号
破産者　土井ひろ子
１　破産債権の届出期間　平成21年10月30日まで
２　一般調査期日　平成21年12月７日午前10時30分
平成21年９月７日
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２１年（フ）第４号
奈良県葛城市山田295番地１
破産者　住野　弘明
１　破産債権の届出期間　平成21年10月30日まで
２　一般調査期日　平成21年11月30日午後２時
平成21年９月８日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

破産債権の特別調査期間

平成２０年（フ）第５１０号
鹿児島県鹿児島市黒神町2581番地７、住民票上の住所鹿児島県指宿市西方3675番地
破産者　川添　正人
特別調査期間　平成21年10月５日から平成21年10月16日まで
平成21年９月８日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係
平成２０年（フ）第７２５号
鹿児島県鹿児島市黒神町2586番地１
破産者　川添　　強
特別調査期間　平成21年10月５日から平成21年10月16日まで
平成21年９月８日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係
平成１９年（フ）第１２１５号
岡山市中区中井189番地29　大島弘子方、開始決定時の住所岡山市中区中井368番地
破産者　大島　敏昭
特別調査期間　平成21年10月13日から平成21年10月19日まで
平成21年９月７日
岡山地方裁判所第３民事部

債権者集会招集

平成２０年（フ）第７２号
徳島県三好市東祖谷麦生土97番地
破産者　祖谷川建設株式会社
１　期日　平成21年10月２日午前10時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年９月８日　徳島地方裁判所美馬支部
平成１９年（フ）第９７４３号
大阪市西区京町堀１丁目７番23号
破産者　モリブン株式会社
１　期日　平成21年10月22日午前11時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年９月７日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２０年（フ）第４８６０号
大阪市北区天神橋１丁目19番９号
破産者　株式会社山崎テント
１　期日　平成21年10月７日午後３時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年９月７日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
平成２０年（フ）第２９号
山口県岩国市御庄４丁目105番地10号、住民票上の住所山口県岩国市美和町渋前764番地２
破産者　二宮　芳昭
異議申述期間　平成21年10月19日まで
平成21年９月７日　山口地方裁判所岩国支部
平成２１年（フ）第１０８号
宮崎市大坪町向溝田2750番地
破産者　安井　昌子
異議申述期間　平成21年11月９日まで
平成21年９月８日　　宮崎地方裁判所破産係

免責許可決定

平成２１年（フ）第１４２号
青森県八戸市桜ヶ丘３丁目11番５号　ダイショウハイツ203、前住所青森県八戸市大字妙字黒ケ沢21番地25
破産者　松岡　繁高
１　決定年月日　平成21年９月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部
平成２１年（フ）第１４４号
青森県八戸市類家１丁目８番３―608号　ホワイトレジデンス、前住所青森県八戸市岬台４丁目２番１号　雇用促進住宅２―306
破産者　柳谷　シゲ
１　決定年月日　平成21年９月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部
平成２１年（フ）第１１９号
愛知県一宮市春明字西砂吹埋70番地　市営春明住宅423号
破産者　大野　徳雄
１　決定年月日　平成21年９月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２１年（フ）第２６２号
愛知県一宮市冨田字石宮94番地１　石宮宿舎３棟101号
破産者　髙山　　恵
１　決定年月日　平成21年９月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第１号
愛知県豊橋市問屋町11番地５
清算株式会社　株式会社矛盾
１　決定年月日　平成21年９月４日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

更生手続終結

平成１４年（ミ）第１９号
富山市桜木町１番11号
更生会社　佐藤工業株式会社
１　主文　本件更生手続を終結する。
２　理由の要旨　更生計画が遂行されることが確実であると認められる。
平成21年９月７日
東京地方裁判所民事第８部

更生計画案議決権行使方法等

平成２０年（ミ）第１３号
東京都中央区日本橋富沢町８番６号
更生会社　山﨑建設株式会社
平成２０年（ミ）第１４号
東京都中央区日本橋小舟町10番６号
更生会社　日本ロックエンジニアリング株式会社
１　議決権行使の方法　書面による投票
２　投票期間　平成21年９月７日から平成21年10月28日まで
３　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
４　議決権不統一行使の通知期限　平成21年10月９日
平成21年９月７日
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２１年（再）第２１８号
群馬県前橋市岩神町３丁目４番６号
再生債務者　篠﨑　忠利
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都港区新橋３丁目８番８号　リバティ８　４階・５階・８階　竹川・岡・吉野法律事務所　弁護士　岡　　伸浩
平成21年９月７日
東京地方裁判所民事第20部
平成２１年（再）第２１９号
群馬県前橋市天川町1669番地４
再生債務者　上原　尚夫
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都港区新橋３丁目８番８号　リバティ８　４階・５階・８階　竹川・岡・吉野法律事務所　弁護士　岡　　伸浩
平成21年９月７日
東京地方裁判所民事第20部